

先端科学・イノベーション推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及び
インキュベーション施設の使用資格を名誉教授に認める場合の申合せ

平成27年11月13日
先端科学・イノベーション推進機構
運営委員会承認

平成27年 9月30日
先端科学・イノベーション推進機構
施設委員会承認

先端科学・イノベーション推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
細則第8条第4号またはインキュベーション施設細則第7条第5号に基づき、
ラボラトリー長または施設長が本学の名誉教授に対し使用資格を認める場合
の要件について、下記のとおり申し合わせるものとする。

記

使用期間終了日の属する年度の年度末において満70歳以下の者
(名誉教授の称号授与の基準を満たし、かつ、使用申請時において称号授与
が予定されている者を含む。)

以上